

処理すべき事務又は業務の大綱
(27) 義援金品の受領、配分に関する事。

2.2 消防

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東児湯消防組合	(災害予防) (1) 災害に対する予防、防御と拡大防災対策に関する事。 (2) 消防機材の整備充実と訓練の実施に関する事。 (災害応急対策) (3) 災害時における人命救助対策に関する事。 (4) 災害時における危険物の災害防止対策に関する事。

2.3 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮崎県	(災害予防) (1) 防災会議に係る事務に関する事。 (2) 県災対本部等防災対策組織の整備に関する事。 (3) 防災施設の整備に関する事。 (4) 防災に係る教育、訓練に関する事。 (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。 (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事。 (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事。 (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。 (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事。 (11) 防災知識の普及に関する事。 (災害応急対策) (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事。 (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。 (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事。 (15) 救助法の適用に関する事。 (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事。 (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事。 (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事。 (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事。 (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事。 (21) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事。 (23) 地域安全対策に関する事。 (災害復旧) (24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災

第1編 共通対策編

第1章 総則

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	害復旧に関すること。 (25) 物価の安定に関すること。 (26) 義援金品の受領、配分に関すること。 (27) 災害復旧資材の確保に関すること。 (28) 災害融資等に関すること。
児湯農林振興局	(災害予防・災害応急対策) (1) 農作物、農林業用施設、園芸、家畜及び林産物等の対策に関すること。
高鍋土木事務所	(災害応急対策) (1) 水防対策に関すること。 (2) 住宅対策に関すること。 (3) 交通施設、障害物の除去対策に関すること。 (4) その他土木、建築関係対策に関すること。
高鍋保健所	(災害応急対策) (1) 医療救護及び助産対策に関すること。 (2) 防疫対策に関すること。 (3) 給水対策に関すること。 (4) その他保健環境対策に関すること。
児湯福祉事務所	(災害応急対策) (1) その他生活福祉対策に関すること。
高鍋警察署	(災害応急対策) (1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関すること。

2.4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西都児湯森林管理署	(1) 国有林野等の森林治水事業の防災管理に関すること。 (2) 災害応急用材の需給対策に関すること。
九州農政局 宮崎県 拠点	(災害応急対策) (1) 災害時における主要食料の需給対策に関すること。
宮崎地方気象台	(災害予防) (1) 防災気象知識の普及及び指導に関すること。 (2) 気象災害防止のための統計調査に関すること。 (災害応急対策) (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報発表及び通報に関すること。 (4) 地震情報の発表及び通報に関すること。 (5) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。
九州地方整備局(宮崎 河川国道事務所)	(災害予防・災害応急対策) (1) 直轄公共土木施設の敷備と防災管理に関すること。 (2) 直轄河川の水防に関すること。 (3) 直轄国道の維持改修に関すること。 (4) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。

2.5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊都城駐屯部隊(第 43 普通科連隊)航空自衛隊新田原基地	(災害応急対策) (1) 災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動の支援に すること。

2.6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話(株)宮崎支店	(災害予防) (1) 電気通信設備の整備と防災管理にすること。 (2) 応急復旧用通信施設の整備にすること。 (災害応急対策) (3) 気象警報の伝達にすること。 (4) 災害時における重要通信にすること。 (5) 災害関係電報、電話料金の減免にすること。
日本赤十字社宮崎県支部木城分区	(災害予防) (1) 災害医療体制の整備にすること。 (2) 災害医療用薬品等の備蓄にすること。 (災害応急対策) (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施にすること。 (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力にすること。
九州電力送配電株式会社(高鍋配電事業所)	(災害予防) (1) 電力施設の整備と防災管理にすること。 (災害応急対策) (2) 災害時における電力の供給確保にすること。 (災害復旧) (3) 被災電力施設の復旧事業の推進にすること。
日本放送協会(宮崎放送局)	(災害予防) (1) 防災知識の普及にすること。 (2) 災害時における放送の確保対策にすること。 (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知にすること。 (4) 避難所等への受信機の貸与にすること。 (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力にすること。 (6) 災害時における広報にすること。 (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進にすること。
民間放送各社	(災害予防) (1) 防災知識の普及にすること。 (2) 災害時における放送の確保対策にすること。 (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知にすること。 (4) 避難所等への受信機の貸与にすること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 (6) 災害時における広報に関すること。 (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
宮崎県トラック協会	(災害応急対策) (1) 災害時における救助物資等の貨物自動車による輸送の確保に関すること。
宮崎交通株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること。 (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること。 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること。
宮崎県 LP ガス協会	(災害予防・災害応急対策) (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること。 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。
木城郵便局（日本郵便株式会社）	(災害応急対策) (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置を行うこと。 (3) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 (4) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 (5) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。

2.7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮崎県農業協同組合 児湯地区本部木城支店	(災害応急対策) (1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関すること。 (2) 被災農家に対する資金の融資及び斡旋に関すること。
児湯広域森林組合	(災害予防・災害応急対策) (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資斡旋に関すること。
木城町商工会	(災害予防・災害応急対策) (1) 被災者に対する衣料、食品の融資斡旋に関すること。 (2) 被災会員等に対する資金の融資斡旋に関すること。
土地改良区	(災害予防・災害応急対策) (1) 農業用かん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。

修正を行うものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い町土づくり、まちづくり

担当する機関		項 目
町	総務財政課	・ 浸水想定区域の周知及び災害情報の伝達方法に関する - こと。 ・ 浸水想定区域内の要配慮者施設等の指定に関する - こと。 ・ 土砂災害警戒区域の周知及び災害情報の伝達方法に - 関すること。 ・ 災害危険箇所の調査・周知に関する - こと。 ・ 緊急避難場所等の確保に関する - こと。 ・ 地盤災害の防止に関する - こと。 ・ 防災基盤・設備等の緊急配備に関する - こと。
	産業振興課	・ 治山・ため池等の整備と管理に関する - こと。
	環境整備課	・ 建築物・重要施設の安全性確保及び耐震性強化に - 関すること。 ・ 防災空間の確保、地域再開発等の推進に関する - こと。 ・ 建築物の液状化対策、不燃化の促進に関する - こと。 ・ 河川・砂防・道路整備と管理に関する - こと。 ・ 上下水道施設の整備に関する - こと。
関係機関	県	・ 土砂災害警戒区域の指定に関する - こと。 ・ 給水拠点等の整備に関する - こと。 ・ 高圧ガス大量貯蔵所の安全化に関する - こと。 ・ 火薬類の予防対策に関する - こと。
	九州電力送配電(株)高鍋配電事業所	・ 施設の整備に関する - こと。
	西日本電信電話(株)宮崎支店	・ 通信設備の整備に関する - こと。
	宮崎県 LP ガス協会	・ 施設の整備に関する - こと。 ・ 高圧ガス大量貯蔵所の安全化に関する - こと。
	東児湯消防組合	・ 危険物等施設の安全確保に関する - こと。

1. 風水害に強い町土の形成（県防引用）

治山、治水事業等の積極的推進により、風水害に強い町土の形成を図るものとする。

1.1 治山事業

(1) 現況

県の森林面積は、590 千ヘクタールで県土面積の約 76 パーセントに及びその分布域は各河川の上流域にあたるため、防災上特に重要な地域である。

- ③ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ④ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- ⑤ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

(3) 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として「道の駅」等の整備を図る。

(4) 道路情報提供装置の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

8. ライフライン施設の機能確保（県防引用）

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

8.1 水道施設の整備

町及び水道事業者は、災害時における応急給水体制や応急復旧体制等について、「宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書」により、積極的に対応する。また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道施設づくりを推進する。

- (1) 応急給水・復旧体制の整備
- (2) 相互応援体制の整備
- (3) 基幹的施設の耐震化
- (4) 安全性の高い水道システムの構築
- (5) 給水の安全性の確保

県は、応急給水体制に対応するため、広域的観点から供給拠点の設定を行うとともに、災害時における飲料水としての適否を確認するための水質検査体制の整備を図るものとする。

また、応援資機材等の情報収集を行うとともに、応急給水や応急復旧での相互応援体制の整備を図るものとする。

- (1) 広域相互応援体制の確保
- (2) 供給拠点の設定

- (3) 応援資機材等の情報収集
- (4) 水質検密体制の整備

8.2 下水道施設の整備

下水道は、施設の安全点検や安全性の確保には特に留意する。

最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道BCP策定等を行い、対応を図るものとする。

8.3 ガス施設

ガス施設の災害予防措置については、ガス事業者の計画によるが、町もこれに協力する。

8.4 電力施設の整備

災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置は、九州電力送配電株式会社（宮崎支社）等電気事業者の計画によるが、町もこれに協力する。特に、災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、住民に対してパンフレット、チラシ等による広報活動を行い予防に心がける。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに電気事業者に連絡すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対に触れないこと。
- (4) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

8.5 通信施設の整備

通信施設の災害予防措置については、西日本電信電話株式会社の計画によるが、町もこれに協力する。

【九州電力送配電株式会社等電気事業者】

災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、安全性の向上に特に留意するものとする。

【西日本電信電話株式会社（宮崎支店）】

- (1) 中継センターの分散
- (2) 中継伝送路の2ルート化（ループ化）
- (3) 防風対策等安全対策の推進
- (4) 耐震対策
- (5) 停電対策

イ 進入平面より上に障害物のないこと。

【資料 1-2-2-04 離着陸のための必要最小限度の地積】

② 地表面等の状況

- ア 地表面は、堅固であること。（コンクリート、芝生は最適）
- イ 十分に平坦であること。
- ウ 最大縦断勾配及び最大横断勾配は5パーセントであること。
- エ 四囲にあまり障害物のないこと。
- オ 車両の進入路のあること。

【要件 B】

① 林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

ア 地積

最低 10,000 平方メートル（100×100）平方メートルの広さを有し、平坦であること。

（地積はできれば 15,000 平方メートル以上が望ましい。）

イ 水利

- a. 近くに水源があること。
- b. 水源は、最低 100 トンはあること。
- c. 1 立法メートル毎分以上の取水が可能であること。

ウ 車両の進入

資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること。

（10 トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。）

【資料 1-2-2-05 参考（CH47 ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積）】

(2) ヘリコプターによる現地訓練への参加・検証

県あるいは自衛隊などヘリコプター一保有機関が実施するヘリコプターによる現地訓練に参加し、その検証を行う。

3.7 アクセス整備（県防引用）

災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や木城町防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

4. 救急・救助及び消火活動体制の整備

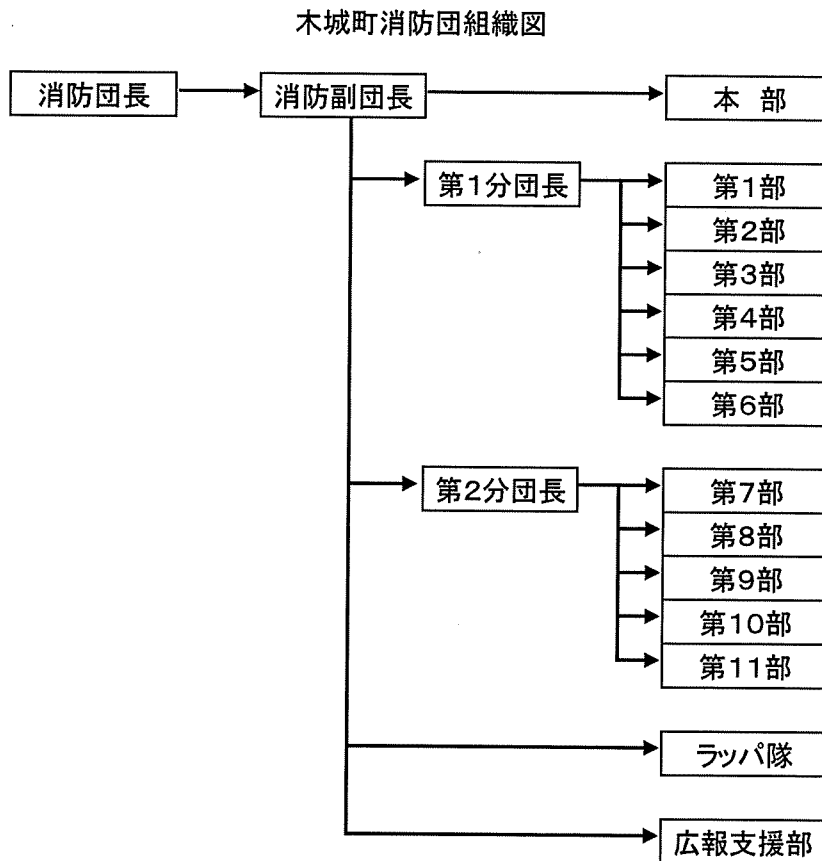
大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急、通信指令体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

4.1 消防力の充実強化

(1) 組織及び消防力

組織及び消防力の状況は、以下のとおりである。

【資料 1-2-2-06 木城町消防団組織図】



なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

(3) 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給する。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、要配慮者等に適した物資の供給に対応する。

8.2 防災拠点以外での備蓄

(1) 各家庭や職場での物資等の備蓄

住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、防災に関する各種イベントや地域住民が参加した防災訓練の実施等を通じて啓発する。

(2) 災害対策要員分の備蓄

災害対策要員の必要分として、常時3日分相当の備蓄を検討する。

9. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（県防引用）

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

9.1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

① 町は、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努める。

イ 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者といった食事制限のある者に対応した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。

ウ 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

② 事業所、住民等の備蓄

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

① 避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫（水の缶

詰・ペットボトル等) 備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

② 応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

ア 初めの3日間	3 リットル/人日
イ 7日間まで	20 リットル/人日
ウ 14日間	100 リットル/人日
エ 15日から28日まで	250 リットル/人日
オ 29日間	通常通水

③ 各家庭及び住民に対して10リットル～20リットル入りのポリ容器を常備しておくように指導する。

【資料 1-2-2-23 簡易水道施設及び利用可能水源地等】

9.2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 供給体制の整備

必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

① 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に努めること。

② 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努めること。

③ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

④ 生活必需品の例示

ア 寝具

就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等

イ 外衣

ジャージ、洋服、作業衣、子供服等

ウ 肌着

男女下着、子供下着等

エ 身の回り品

タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等

オ 食器、日用品

食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等

カ その他、応急的に必要な生活必需品

1.4 職員の参集及び動員

(1) 配備体制

町は、災害の規模及び被害の程度等によって次の基準に基づき、3種の配備体制をとる。

【資料 1-3-2-04 動員人員配備体制】

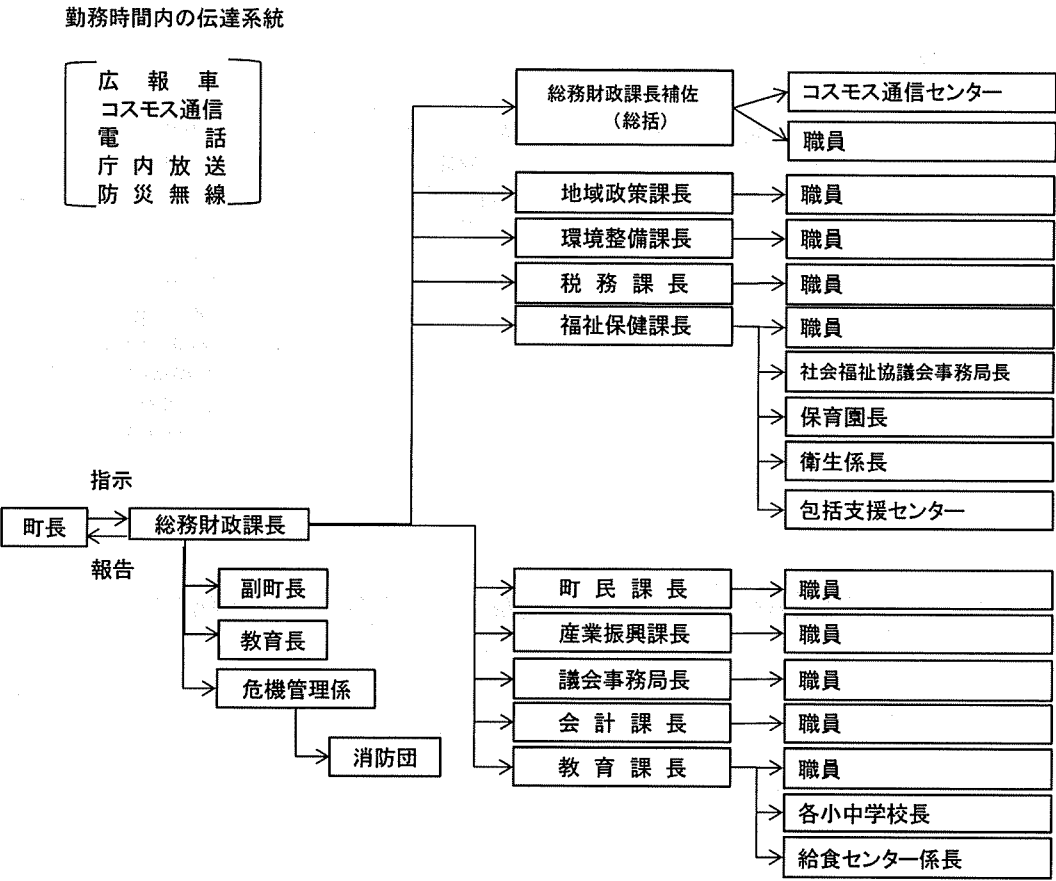
区 分	A号配備 (情報連絡本部設置)	B号配備 (災害警戒本部設置)	C号配備 (災害対策本部設置)
配 備 基 準	○大雨・洪水警報が発令されたとき。 ○町で震度4の地震が発生したとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。	○大雨・洪水警報発令時で、被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ○町で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。	○台風が本町を直撃することが明らかなとき。 ○台風の通過により本町が暴風域に入ることが明かで、かなりの被害が予想されるとき。 ○大雨。洪水警報発令時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ○町で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。
配 備 内 容	各課の連絡担当職員が配置につき、その他の職員は待機の体制をとる。	各課のおおむね半数の職員が配置につく。	各課の職員全員が配置につく。
課 名	動 員	動 員	動 員
総務財政課	総務財政課職員	総務 財政 課 長 総務 課 長 補 佐 危機 管 理 係 長 危機 管 理 係	全 員
地域政策課	地域政策課職員	地 域 政 策 課 長 地 域 政 策 課 長 補 佐	
税 務 課	税務課職員	税 務 課 長 税 務 課 長 補 佐	
会 計 課	会計課職員	会 計 課 長	
議会事務局	議会事務局職員	議 会 事 務 局 長	
福祉保健課	福祉保健課職員	福 祉 保 健 課 長 福 祉 保 健 課 長 補 佐	
町 民 課	町民課職員	町 民 課 長 町 民 課 長 補 佐	
産業振興課	産業振興課職員	産 業 振 興 課 長 産 業 振 興 課 長 補 佐	
環境整備課	環境整備課職員	環 境 整 備 課 長 環 境 整 備 課 長 補 佐 環 境 整 備 係 長	
教 育 課	教育課職員	教 育 課 長 学 校 教 育 係 長 社 会 教 育 係 長	

(2) 配備体制の伝達系統

① 勤務時間内の伝達系統

【資料 1-3-2-05 勤務時間内の伝達系統】

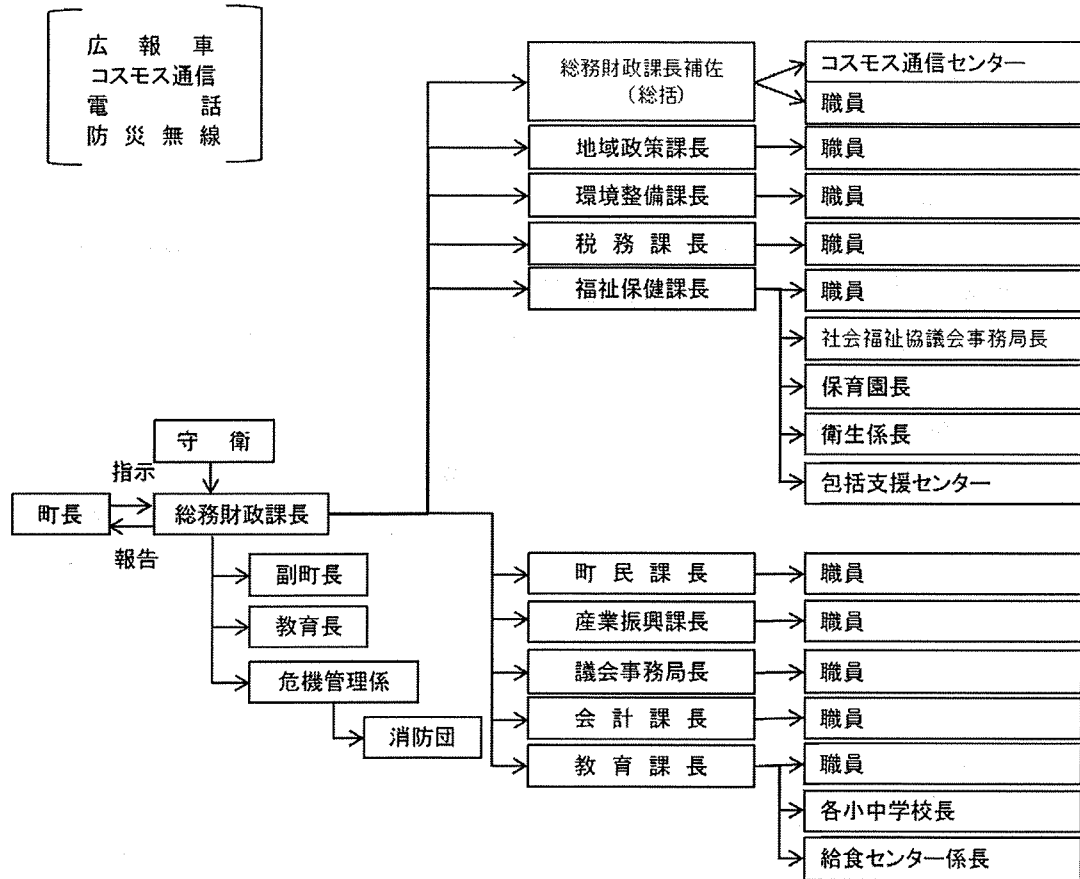
勤務時間内の伝達系統



② 勤務時間外の伝達系統

【資料 1-3-2-06 勤務時間外の伝達系統】

勤務時間外の伝達系統



(3) 職員の動員

① 町長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び職員初動マニュアルに従い職員を動員する。

② 自主参集

ア 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される各種情報により状況を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

イ その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らしてC号配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集して所属長にその旨報告した上で、その指示に従う。

2. 防災関係機関の活動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、所管に関わる震災応急対策を実施するとともに、町及び県が実施する応急対策に協力するものとする。

2.1 災害対策組織の確立

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2.2 県災対本部への連絡員の派遣

県災害対策本部長から連絡員の派遣要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機、携帯電話等を携行させるよう配慮するものとする。

連絡員は、必要と認められる場合は、災害対策本部会議等に参加し、意見の発言を行うことができる。

第3節 情報の収集・伝達

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

担当する機関		項 目
町	総務財政課 (特：情報班)	・関係機関との情報共有に関する事。 ・コスモス通信等による連絡に関する事。 ・気象情報等の収集・伝達に関する事。 ・被害状況等の把握、報告に関する事。 ・連絡通信手段の確保に関する事。
	地域政策課 (特：情報班)	・住民への広報活動に関する事。
関係機関	県	・被害状況の把握に関する事。 ・現地調査班の派遣に関する事。 ・住民への広報活動に関する事。
	宮崎地方気象台	・気象情報の発表及び通報に関する事。 ・住民への広報活動に関する事。
	日本放送協会 (宮崎放送局)	・災害時における広報に関する事。
	その他関係機関	・被害情報等の収集、伝達等に関する事。

<災害対応フェーズ>

		発災		3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務財政課 (特：情報班)	○気象情報の収集、伝達 ○連絡通信手段の確保、関係機関との情報共有 ○被害状況の集約、報告 ○災害に関する報道機関への発表及び資料提供					
	地域政策課 (特：情報班)	○住民への広報活動					
県		○気象情報の収集、伝達 ○被害状況の集約、報告 ○報道機関への依頼発表及び資料提供 ○住民への広報活動					
宮崎地方気象台		○気象情報の発表、広報					
日本放送協会 (宮崎放送局)		○気象情報の収集、伝達 ○住民への広報活動					
その他関係機関		○気象情報の収集、伝達					

1. 災害情報の収集・連絡

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震に関する情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

リードタイムのある風水害の情報収集等については「本編 第3章 第1節 1.2 警報時の伝達組織及び伝達方法」を参照。

1.1 地震情報等の連絡（県防引用）

気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を県、町、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 情報の種類

- ① 津波警報・注意報 ② 津波情報 ③ 地震情報

(2) 地震情報の収集

県内 26 市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。

第7節 二次災害の防災活動

地震発生により河川や海岸、ため池、斜面等に支障が生じ、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施するものとする。

担当する機関		項 目
町	総務財政課 (特：消防班)	・水防対策に関すること。 ・危険物施設の被害調査に関すること。
	地域政策課 (特：情報班)	・土砂災害危険箇所の広報に関すること。 ・危険物の広報に関すること。
	環境整備課	・応急危険度判定士の受入・調整及び応急危険度判定に関すること。 ・宅地判定士の受入・調整及び宅地危険度判定に関すること。 ・立ち入り制限の措置に関すること。 ・土砂災害危険箇所の被害調査に関すること。 ・土砂災害発生箇所の防止対策に関すること。
関係機関	県	・水防対策に関すること。 ・応急危険度判定士の派遣調整に関すること。
	東児湯消防組合	・危険物施設の消火活動等に関すること。

<災害対応フェーズ>

		発災 3時間 72時間 2週間 1カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務財政課 (特：消防班)	○水防に関する防御体制の強化、水防活動の実施 ○危険物等取扱事業所の被害調査					
	地域政策課 (特：情報班)	○土砂災害危険箇所の広報 ○危険物に関する広報					
	環境整備課	○建築物応急危険度判定士、宅地判定士の派遣要請、受入れ ○応急危険度判定活動、宅地危険度判定活動の実施 ○土砂災害危険箇所の被害調査・巡視 ○土砂災害発生箇所の応急措置、復旧対策					
県		○水防計画に準ずる配備体制の整備、災害状況の広報 ○建築物応急危険度判定士の派遣					
東児湯消防組合		○危険物施設における消火・救助活動					

1. 水害、土砂災害対策

1.1 水害防止対策（県防引用）

- (1) 地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水の発生が予想されるので、水防管理者又は町長は、地震（震度 5 強以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。
- (2) 町限りで実施困難な場合は、県に対して応援を要請し、関係機関の応援により行う。
- (3) 県は、地震による洪水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 知事は、水防管理者又は町長から要請があり、又は災害の状況により必要と認めるときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 町から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施するものとする。
- (6) 災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター等により広報をするとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

1.2 土砂災害防止対策

(1) 現地状況の把握

土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集するほか、土砂災害の危険箇所について巡視等により状況把握に努める。

(2) 応急措置

がけ崩れや地すべり、上石流等が発生する可能性があるとして判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ① 避難指示・緊急安全確保
- ② 立入り規制
- ③ クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ④ 観測機器の設置、観測

(3) 復旧対策

被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

る。なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

③ 供給数量

供給数量は、1人当たりの基本供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

【資料 1-3-11-01 1人あたりの供給量】

1人当たりの供給量		
品 目	基準	
米 穀	被災者	1食当たり精米200g以内
	応急供給受給者	1人1日当たり精米400g以内
	災害救助従事者	1食当たり精米300g以内
乾 パン	1食当たり	1包(100g入り)
食 パン	1食当たり	185g以内
調整粉乳	乳児1日当たり	200g以内

(2) 食料の調達

① 調達方法

ア 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、町内米穀小売業者から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、児湯農林振興局を通じて知事に要請する。

イ 副食、調味料

副食、調味料は、原則として町が直接販売店より調達するが町内における調達が不可能であり、若しくは必要数量の確保ができない場合は、県にその斡旋を依頼する。

② 食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には、農林水産省農産局に対し、直接、引渡要請を行う。

③ 主食等の販売業者は、次表のとおりである。

【資料 1-3-11-02 米穀販売店】

【資料 1-3-11-03 食料品販売店】

(3) 炊出しその他による食料の給与

災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、町は炊出しや公的備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

① 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者と

する。

② 給与の内容

ア 食料の給与に当たっては、食料の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。

イ 要配慮者である乳幼児、高齢者、病弱者に対応した物を給すること。

ウ 食料の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

③ 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図る。

④ 県、近隣市町村への協力要請

町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

① 食料集積地の指定

町は、原則として木城町役場及び木城町体育館を食料の集積地とし、調達した食料の集配を行う。「本編 第3章 第8節 緊急輸送力の確保」を参照

② 集積地の管理

食品の集積を行う場合は、町は県と連携を密にして集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

(5) 食品の配分及び配送

町は、派遣された県職員と協力して、食料の適切な配分及び配送を行う。

2. 生活必需品の供給（県防引用）

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

生活必需品の供給活動は、基本的には本町が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、救助法の適用があった市町村から生活必需品の供給要請があった場合、備蓄等から生活必需品を供給するほか、当該市町村が生活必需品給（貸）与に要した経費について、救助法の規定の範囲内で支出する。

2.1 生活必需品の給（貸）与

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・き損又は入手できない者。

(2) 給（貸）与の方法

- ① 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯ごとの人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与する。
- ② 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給（貸）与する。
- ③ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与する。

(3) 物資の調達先

生活必需品の給貸与は、次に掲げるもののうちから各人の被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

【資料 1-3-11-04 生活必需品の調達可能数】

2.2 県、近隣市町村への協力要請

町が多大な被害を受けたことにより、町において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

2.3 救援物資の集積地及び管理・配送

県及び近隣市町村からの救援物資の集積・配分等については、「本節 1.1 食料の供給活動」(4)・(5)に準じて行う。

- (1) 県においては、町から緊急食料の供給の要請があった場合、又は災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、町に対し、県が備蓄する緊急援護物資の供給を行うものとする。
- (2) 県は、緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な緊急物資について、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 緊急物資保有者からの調達
 - ② 広域応援協定に基づく近隣県への供給の要請
 - ③ 県への調達又は斡旋の要請
- (3) 町から緊急援護物資として備蓄している日用品等の供給の要請を受けた場合又は災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、町に対し、公的備蓄及び流通在庫備蓄を有効活用し、生活必需品の供給を行う。

日本赤十字社宮崎県支部は、備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、町を通じ速やかに被災者に分配する。

第12節 要配慮者対策

担当する機関		項 目
町	町民課	・外国人の避難支援、相談窓口設置に関すること。 ・外国人に対する情報提供に関すること。
	地域政策課 (特：情報班)	・外国人の避難誘導に関すること。
	福祉保健課	・要配慮者支援対策要員の確保に関すること。 ・避難行動支援者の支援に関すること。 ・社会福祉施設の支援に関すること。 ・巡回サービス、保健・福祉相談窓口に関すること。
	福祉保健課 (特：避難所班)	・要配慮者の支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
関係機関	県	・避難行動支援者の支援に関すること。 ・社会福祉施設の支援に関すること。 ・巡回サービス、保健・福祉相談窓口に関すること。
	県警本部	・避難行動要支援者の支援に関すること。
	県国際交流協会	・語学ボランティアの受付窓口に関すること。
	避難支援者	・避難行動要支援者の支援に関すること。
	社会福祉施設	・入所者の支援に関すること。
	ライフライン事業者	・社会福祉施設の優先復旧に関すること。

<災害対応フェーズ>

		発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月				
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町 担 当	町民課			○外国人の安否確認、救助活動 ○外国人相談窓口の設置 ○外国人に配慮した情報提供		
	地域政策課 (特：情報班)		○多言語等による避難誘導の広報			
	福祉保健課		○要配慮者支援対策要員の確保 ○安否情報窓口の設置 ○居宅している避難行動支援者の安否確認、救助、搬送 ○社会福祉施設の支援 ○要配慮者に配慮した物資調達・提供 ○在宅ケアチームによる巡回サービスの実施 ○保健・福祉相談窓口の開設			
	福祉保健課 (特：避難所班)		○避難所内の障害物の除去 ○要配慮者のニーズ把握、生活支援 ○総合相談窓口の設置（避難所内） ○福祉避難所の開設・運営			
県				○要配慮者の状況確認、受入先の確保 ○居宅している避難行動支援者の安否確認、救助、搬送 ○社会福祉施設の支援 ○要配慮者のニーズ把握 ○要配慮者に配慮した物資調達・提供 ○在宅ケアチームによる巡回サービスの実施 ○保健・福祉相談窓口の開設		
県警本部				○避難行動支援者の安否確認、救助活動		
県国際交流協会				○語学ボランティアの受入窓口の設置・運営		
避難支援者				○避難行動要支援者の安否確認、避難誘導		
社会福祉施設				○入所者の安否確認、避難誘導 ○負傷した入所者の搬送 ○物資の供給要請、介助職員の確保		
ライフライン事業者				○社会福祉施設の優先復旧		

1. 要配慮者への配慮（県防引用）

要配慮者に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

特に、要配慮者のうち災害発生時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿に基づき、円滑な避難を行うものとする。

なお、県は、救助法の適用のあった町の行う要配慮者への配慮に要した経費について、救助法の規定の範囲内で支出する。

1.1 安否確認の実施

(1) 安否確認を行う災害

要配慮者の安否確認は、次の状況が発生した場合に行う。

- ① 町内又は隣接市町村で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ② 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保が発令されたとき。
- ③ その他、町から安否確認の実施を要請されたとき。

(2) 安否情報窓口の設置

町は、要配慮者の安否確認や避難状況について、避難支援者等からの情報収集及び関係者等からの照会に一元的に対応する安否情報窓口を対策班の中に設置する。

(3) 避難支援者による安否確認の実施

避難支援者は、(1)に掲げる状況が発生したときは、直ちに避難行動要支援者の安否確認を実施し、その結果を安否情報窓口連絡する。

なお、避難支援者が安否確認活動に従事できないときも、その旨を安否情報窓口連絡する。

この場合、町は、自主防災組織（自治公民館）等に安否確認の応援要請を行う。

(4) 協力機関による安否確認の実施

協力機関は、個別支援計画を策定していない避難行動要支援者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び町から要請のあった避難行動要支援者についての安否確認を行い、その結果を町に連絡するものとする。

1.2 要配慮者に配慮した応急対策の実施

(1) 災害発生直後に必要な対策

- ① 町は、要配慮者のリストに基づき、地域住民や民生・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。
- ② 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生・児

第14節 ごみ・し尿の処理

担当する機関		項 目
町	地域政策課 (特：情報班)	・し尿処理やごみの分別等の広報に関すること。
	町民課 環境整備課	・処理計画の策定等に関すること。 ・一時保管場所の確保に関すること。 ・人員や資機材の確保に関すること。 ・仮設トイレの設置に関すること。 ・し尿運搬、処理施設の復旧に関すること。 ・ごみの収集に関すること。
関係機関	町内処理業者	・ごみの収集に関すること。

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1ヵ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町 担 当	地域政策課 (特：情報班)			○し尿処理方法、ごみの分別や収集日時の広報		
	町民課 環境整備課		○し尿・ごみ排出量の推定、処理計画の策定、応援要請 ○ごみの一時保管場所の確保	○し尿・ごみ処理の人員、資機材の確保 ○し尿処理施設等の復旧、運搬処理 ○ごみの収集 ○仮設トイレの設置		
町内処理業者				○ごみの収集		

1. ごみ・し尿の処理（県防引用）

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等によるがれきの発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ごみ、がれき処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

なお、県は、救助法の適用のあった町が行う住家に流入した土石や竹木等の障害物除去に要した経費について、救助法の規定の範囲内で支出する。

1.1 し尿処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ① 町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推定する。

- ② 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。
- ③ 町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

① 人員、資機材等の確保

町は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

② 応援要請

ア 町は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

イ 町は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

① 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

町は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

② 住民への広報

町は、下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。

③ 河川、プール等の水の利用

町は、上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

④ 仮設（簡易）トイレの設置

町は、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能である。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入について検討するものとする。

【資料 1-3-14-01 し尿処理施設の設置状況と処理能力】

し尿処理施設の設置状況と処理能力

名称	所在地	処理能力
高鍋・木城衛生組合衛生センター	高鍋町大字持田1334-65	40kℓ/日

第16節 防犯対策

担当する機関		項 目
町	総務財政課	・警備強化等の保安対策の協力にすること。 ・帰宅困難者に対する拠点確保にすること。
	地域政策課 (特：情報班)	・帰宅困難者に対する情報提供にすること。
関係機関	高鍋警察署	・警備活動にすること。

<災害対応フェーズ>

		発災		3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務財政課			○公安警備計画及び保安対策への協力 ○帰宅困難者に対する拠点の確保			
	地域政策課 (特：情報班)			○帰宅困難者に対する情報提供			
高鍋警察署				○警備体制の確立及び情報収集・分析			

1. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持（県防引用）

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、警察は、災害時には早期に警備体制を確立し、関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

1.1 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

(1) 予想される混乱

災害時に予想される混乱として次のものが挙げられる。

- ① 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の交通渋滞
- ② 電話等通信網の寸断等による混乱
- ③ 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- ④ 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- ⑤ 真偽不明情報の流言による混乱
- ⑥ 被災地や避難所等での住民の混乱
- ⑦ 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

(2) 警備活動の強化

町は、関係機関の公安警備計画に協力し、住民の安全を守る。

(3) 保安対策

町は、関係機関の保安対策に協力し、住民の安全を守る。

2. 帰宅困難者対策

災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる。

2.1 帰宅困難者対策の実施

町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

第17節 公共施設等の応急復旧活動

担当する機関		項 目
町	総務財政課	・ 通信施設等の応急復旧に関すること。 ・ 公共土木施設の調査要請及び被害箇所の広報に関すること。
	環境整備課 (特：道路班)	・ 道路、河川、砂防のパトロール及び復旧作業に関すること。
	産業振興課 (特：道路班)	・ 治山、農業用施設のパトロール及び応急措置に関すること。 ・ 農道の確保に関すること。
	教育課	・ 文化財の状況把握・保存に関すること。
	地域政策課	・ 情報通信システム及び機器等の応急復旧に関すること。
関係機関	県	・ ヘリコプターによる調査に関すること。 ・ 埋蔵文化財の発掘に関すること。

<災害対応フェーズ>

		発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務財政課		○総合情報ネットワークの応急復旧 ○防災救急ヘリコプターによる調査要請 ○道路の被害状況等の連絡・広報				
	環境整備課 (特：道路班)		○道路、河川、砂防等関係箇所のパトロール及び情報収取 ○交通規制、必要に応じて迂回路の選定、復旧作業の実施				
	産業振興課 (特：道路班)		○治山施設、農業用施設等のパトロール及び被害状況の把握 ○治山施設、農業用施設の応急措置 ○農道の交通確保				
	教育課		○文化財の被災状況の把握及び応急対策の実施				
	地域政策課		○情報通信システム及び機器の被災状況の把握及び応急対策の実施				
県				○防災救急ヘリコプターによる交通状況調査 ○埋蔵文化財の発掘調査の実施検討			

1. 町有通信施設等の応急復旧（県防引用）

町有通信施設や庁舎等は応急対策を推進するうえで、重要かつ不可欠の施設であり、これらの施設に被害が生じた場合に直ちに応急復旧を行い、機能を確保するものとする。

道路等の交通施設、砂防施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、このため、これらの施設については、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

1.1 総合情報ネットワークの機能確保

- (1) 端末局に障害がある場合は、シート交換による応急措置を行い、また交換機に障害があった場合は無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。
- (2) 障害が発生したときは防災行政無線を使用して応急回路の設定により、地方支部と町、地方支部と県庁の間の通信を確保する。

2. 公共土木施設等の応急復旧

道路等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図るものとする。

2.1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

町は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、県に防災救急ヘリコプターを要請し、上空からの調査を行うとともに、パトロールカーにより巡視を実施する。また、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、町・県の災害対策本部に密に連絡する。また、住民に対してラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

2.2 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

町は、災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビ

1.3 電力停止時の代替措置

【九州電力送配電株式会社】

- (1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。
- (2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

1.4 電話停止時の代替措置

【西日本電信電話株式会社】

- (1) 警察 110 番通話
高度化緊急通信システム導入（平成 11 年 3 月）により、故障等における通信確保を考慮した複数ルートの接続が取れることにより通信の確保を図っている。
- (2) 消防 119 番通話
1 市 3 町（宮崎市及び周辺 3 町）については、110 番同様、高度化緊急通信システムを導入済み。
なお、他市町村エリアについては、故障等により専用回線が不通となった場合、公衆回線に切り替え通信の確保を図っている。
- (3) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放
 - ① 特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、救助法が発動された地域又は、これに準じた災害が発生した場合設置する。また、特設公衆電話は各避難所に設置する。
 - ② 臨時公衆電話とは、災害時の通話を確保するために、特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて設置する臨時の公衆電話(有料)である。
 - ③ 街頭公衆電話の無料開放
災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。
- (4) 通信の利用制限
災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備(交換機等)の許容量を超えてしまったために起る現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。
- (5) 輻輳緩和対策
被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を

導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

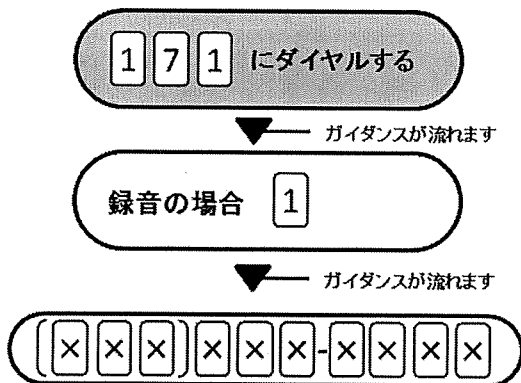
＜災害時のお願い＞

- ① ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- ② 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- ③ 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- ④ 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かにすませる。

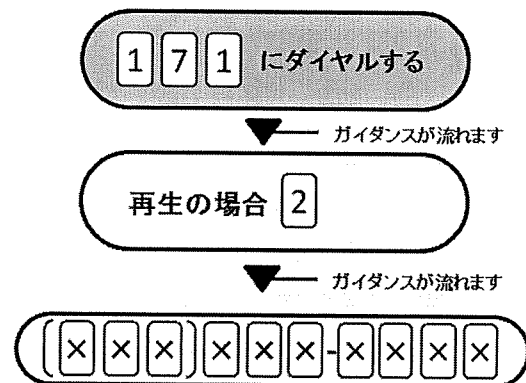
＜災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法＞

- ① 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- ② サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

伝言の録音方法



伝言の再生方法



※電話番号は市外局番からダイヤルする。

2. ライフライン施設の応急復旧（県防引用）

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

2.1 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧基本計画

町は、県内外他事業者等からの応援を有効的かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を早急に立案しておくこと。

(2) 作業体制の確保

町は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事業者等に協力を求めて確保する。

(3) 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事業者等から緊急に調達する。

(4) 重要施設の優先的復旧

町は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うよう計画する。

2.2 下水道施設の応急復旧

(1) 被災状況の把握

町は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

町は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(3) 応急復旧

町は、次の通り応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(4) 情報の連絡・広報

① 情報の連絡

町は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、町の災害対策本部に密に連絡する。

② 住民への広報

町は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

2.3 ガス施設

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、宮崎県LPガス協会に対する協力体制を確立する。

2.4 電力施設

【九州電力送配電株式会社】

(1) 広報活動

町は、九州電力送配電株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- ① 垂れ下がった電線には絶対触らないこと。
- ② 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- ③ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(2) 応急対策

町は、九州電力送配電株式会社が行う次の対策に協力する。

- ① 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

3.1 連絡・協議

連絡協議会を通じて、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換する。それにより、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議し、各事業者において協議結果をふまえて復旧を進める。

第19節 災害広報・広聴

災害発生後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行うものとする。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

担当する機関		項 目
町	地域政策課	・住民に対する生活情報の提供に関すること。
	総務財政課	・安否情報に関すること。
	福祉保健課 (特：避難所班)	・被災者相談窓口の設置に関すること。 ・被災者ニーズの把握関すること。
関係機関	その他関係機関	・各種相談窓口の開設・運営に関すること。

<災害対応フェーズ>

		発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	地域政策課			○様々な媒体による生活情報の提供			
	総務財政課			○安否情報の問い合わせ対応			
	福祉保健課 (特：避難 所班)			○被災者のニーズ把握（避難所巡回） ○要配慮者のニーズ把握 ○相談窓口の設置			
その他関係機関				○各種相談窓口の開設・運営			

1. 被災者・住民への的確な情報伝達

1.1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

第24節 応急保育

災害発生時に保育園や児童館等で預かる未就学児に関する応急保育対策について、被害状況の把握などの初動対応や保護者への引渡し、又は留め置くなどの対応を的確に行なう。

担当する機関		項 目
町	地域政策課	・ 応急保育の広報に関すること。
	福祉保健課	・ 園児の安否確認、保護、引き渡しに関すること。 ・ 施設等の被害状況に関すること。 ・ 休園及び保育再開に関すること。 ・ 災害遺児に関すること。

<災害対応フェーズ>

		発災		3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	地域政策課				○応急保育受付に関する広報活動		
	福祉保健課		○園児等の安否確認、一時保護 ○施設等の被害状況の確認 ○災害遺児及び関係者の調査 ○園児の引き渡し ○臨時休園の措置 ○応急保育の再開				

1. 応急保育の実施（県防引用）

災害は発生したときは、保育園等の被害状況をまとめるとともに、応急措置を講じ、可能な限り応急保育の実施体制を整える。

応急保育体制が整い次第、総務財政課に広報を依頼し、応急保育の受付・措置を講じる。

2. 保育園での対応

災害が発生したときには、園長は園児の保護を図る。

(1) 在園時に災害が発生した場合

- ① 園児の安全を確認する。
- ② 初期消火、救護、搬出等の活動を行う。
- ③ 園内の安全確認を行う。
- ④ 施設・設備の被害状況を把握する。
- ⑤ 保育時間内に災害が発生した場合には、保護者が園児を引き取ることは困難と予想されるため、保育園において園児を保護する。

(2) 在園時外に災害が発生した場合

- ① 職員は保育園に参集し、施設・設備の被害状況を確認し、担当課へ連絡する。

② 園児及び参集できない職員の安否を、連絡網等により確認する。

3. 臨時休園の措置

園長等は、施設の被害状況や園児、職員の被災状況等により、臨時休園の措置を行う。
措置が決定した場合には、速やかに保護者へ連絡する。

4. 応急保育の再開

担当課は、園児保育の実施場所について、学校の校舎、公共施設等に確保するため、各施設の所管課と協議のうえ、応急保育の再開を検討する。

職員の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、職員やボランティアの応援等の派遣について要請する。

応急保育の体制が整い次第、再開の連絡を園児の保護者に連絡する。

5. 災害遺児対策

人的被害の調査過程で、災害遺児の保護に関する情報を受けた場合、年齢・性別、居住地及び被災後の所在場所、保護する関係者の有無等の状況を集約する。

担当課は民生・児童委員等の児童福祉関係者と連携して、災害遺児の保護を託せる関係者の調査を行う。

福祉保健課は民生・児童委員等の児童福祉関係者と連携して、災害遺児に対する対処方針を検討し、公的な機関との調整を行う。

- ① 被災者に対する通常葉書（1世帯当たり5枚）・郵便書簡（1枚）の無償交付
被災地の支店長が決定する。
- ② 被災者の差し出す郵便物（第一種、第二種又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物（速達も可）及び電子郵便）の料金免除
郵便事業株式会社九州支社長が決定する。
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - ア 救助法の適用があった場合において、支店長が郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づいて実施する。
 - イ 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた被災者援助を内容としたゆうパック又は現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

(2) 通信事業

【西日本電信電話株式会社（宮崎支店）】

「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

(3) 電気事業

【九州電力株式会社（宮崎支店）及び九州電力送配電株式会社（宮崎支社）】

災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要。

- ① 電気料金の支払期日の延長
- ② 不使用月の電気料金の免除
- ③ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）
- ④ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- ⑤ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除
- ⑥ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

6. 住宅確保の支援

県は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、町が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、町で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行うものとする。

(1) 災害公営住宅の建設

- ① 災害公営住宅は、次の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものである。
 - ア 暴風雨、洪水、地震、その他の異常な天然現象による災害の場合

- (7) 被災地全域の減失戸数が500戸以上のとき。
- (4) 町内の減失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき。
- (9) 減欠戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。
- イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）
 - (7) 被災地域の減失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき。
 - (4) 減失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき。

- ② 災害公営住宅は原則として町が建設し管理する。
- ③ 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次による。

ア 入居者資格

次の（高齢者等にあつては、(7)、(9)及び(エ)）の条件を具備する者

- (7) 災害により減失した住宅に居住していた者であること。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (9) その者の収入が公営住宅法施行令第6条第3項第2号に規定する金額を超えないこと。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

建設戸数は被災減失住家戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）を超えることができる。

(2) 災害住宅融資

① 災害復興住宅融資

災害が発生した場合、町は県との連携を密にして被害状況を調査し、住宅金融支援機構に報告を行い、災害復興住宅資金貸付を実施することが決定したときは、被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう住宅金融支援機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

また、融資希望者に対し、家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入申込みの支障が生じないように努める。

② マイホーム新築資金（特別貸付）

災害により減失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた被災者（被災の日から1年を経過しない場合に限る。）は、同貸付の特別貸付を受けることができる。町は、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

また、被災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努める。

7. 物価の安定、物資の安定供給

生活関連物資の買占め、売惜しみ防止を啓発し、生活関連物資価格の異常な高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保するものとする。

町は、宮崎空港事務所等の参加を得て、航空災害時を想定しての防災訓練を、「共通対策
編 第2章 第2節 12. 防災関係機関の防災訓練の実施」で実施する。

第3節 航空災害応急対策計画

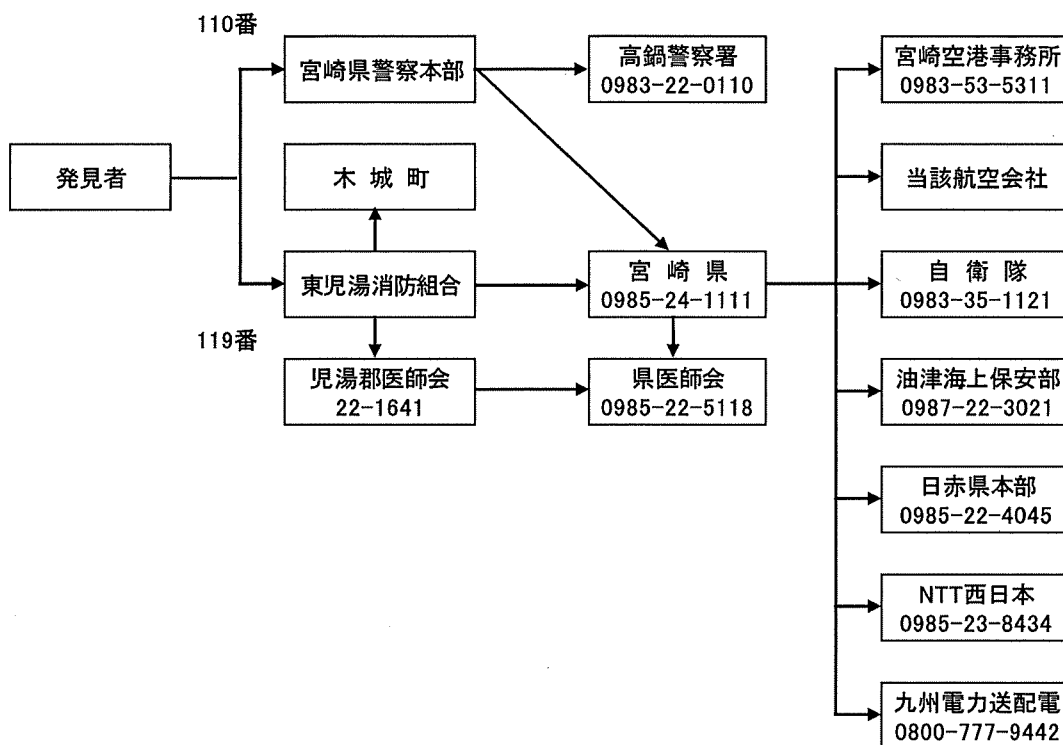
1. 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

航空機の墜落事故は、山間地が墜落現場となることが多い。そして最も重要で、最も困難なことが、現場の特定である。一刻も早くその地点を割り出し、基本的な情報を得るために人員を差し向けることが第一となる。場所によっては、県を經由してヘリコプターを手配し、利用することが得策と考えられる。現地から第一報を送る手段として、移動系の防災行政無線を活用する。

1.1 航空災害情報の収集・連絡（県防引用）

- (1) 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統及び電話番号は、以下のとおりとする。

【資料 2-1-3-01 航空災害情報の収集・連絡】



- (2) 航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間・へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集する。

1.2 通信手段の確保

県をはじめ各防災関係機関との連携を密にし、無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る

2. 活動体制の確立（県防引用）

町内で航空機が墜落するなど、大規模な航空災害が発生したときには、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施していかなければならない。そのためには、災害対策本部を早期に設置し、国、県との有機的な連携体制をとる必要がある。

町は、「町災対本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。なお、災害対策本部の組織及び活動については、「共通対策編 第3章 第2節 1. 町災対本部等の設置」に準ずる。

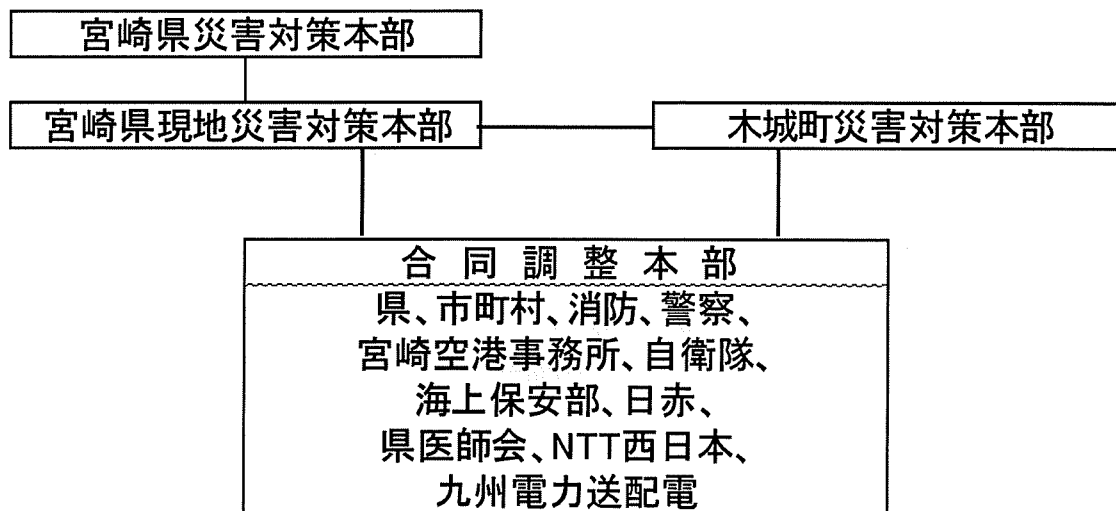
県は、災害の規模が拡大し、広範囲の又は広域的協力体制が必要と判断される場合は、「宮崎県災害対策本部」を設置する。

宮崎空港内に合同対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。

また、空港周辺及びその他の地域で大規模な航空災害が発生したときは、現地災害対策本部を設置するとともに、必要と認められる場合は関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同調整本部を設置し、知事が指名した職員が合同本部を総括する。

2.1 空港周辺及びその他の地域の場合

【資料 2-1-3-02 災害対策現地合同調整本部】



3. 広域応援活動

航空災害による広域的な応援体制については、「共通対策編 第3章 第20節 1.1 広域的な応援体制」に準ずる。

4. 捜索、救助・救急及び消火活動（県防引用）

航空機の墜落現場には、時には多数の乗客・乗員が捜索・救助を待っている。現場に消防団員や警察官等が到着した時から救助・救急活動が始まることから、ヘリコプター等による空中からの捜索・消火活動とは別に、地上班による有効な対応と情報伝達の意義は大きい。

4.1 捜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合の捜索活動は国、町、防災関係機関等が協力して実施するものとする。

4.2 消火救難活動

(1) 航空災害に係る火災が発生した場合

航空災害に係る火災が発生した場合、東児湯消防組合は、消防車、消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(2) 災害の規模が大きい場合

災害の規模等が大きく、東児湯消防組合限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。

4.3 その他の地域における消火救難活動

(1) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村消防機関は、消防車、消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(2) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村長、町長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(3) 災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。

（宮崎県消防相互応援協定による。）

4.4 救急・救助活動

町は、東児湯消防組合と連携し救急・救助活動に協力する。必要な場合は近隣市町村及び消防機関へ応援を要請する。

5. 医療救護活動

「共通対策編 第3章 第6節 7. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

5.1 災害発生時の迅速な通報連絡

(1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、ただちにその旨を町長又は警察

第2章 火山災害予防計画

第1節 火山災害に強い地域づくり

1. 火山災害に強いまちづくり（県防引用）

霧島山火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場でもある。住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山災害の危険区域において、防災施設整備を進めるとともに安全の確保しやすい地域づくりを推進するものとする。

1.1 警戒避難体制の強化・拡充

(1) 危険区域の土地利用抑制

町及び県は、霧島山噴火災害危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流地区）内では開発整備を抑制する。やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行い、被害を最小限に食い止めるよう事前対策を講ずる。

(2) 監視・観測機器等の整備

町、県及び九州地方整備局は、監視カメラやガス探知機等の警戒避難体制の整備に必要な機器の整備を図る。また、霧島山火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

2. 避難場所の整備（県防引用）

町は、霧島山火山の噴火により関係市町村における避難所が不足する場合に備え、隣接市町村との避難所の提供に関する広域の協力体制の整備を図るものとする。

3. 公共施設等の安全性の確保（県防引用）

町及び県は、公共施設の立地条件等の安全性の点検を適宜実施し、点検に基づき安全性に問題のある箇所及び緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設の改修、整備等を実施する。

4. ライフライン施設等の代替性の確保（県防引用）

【県、町、九州電力株式会社・九州電力送配電、宮崎ガス株式会社、宮崎県LPガス協会、西日本電信電話株式会社】

上水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1. 災害発生直前における体制の整備（県防引用）

火山災害の発生のおそれがある場合に、住民や観光客等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく。

1.1 噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報の伝達体制の整備

噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報（以下「噴火警報」という。）報の発表基準、通報・伝達経路については、「本編 第3章 第1節 1. 火山災害に関する情報の伝達」のとおりであるが、町及び県は、気象台及び防災関係機関との連携をとりながら、霧島山火山活動に異常な現象が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるように体制の整備を図る。

2. 情報の収集・連絡体制の整備（県防引用）

火山噴火に伴う情報は、住民から送られてくる噴火前兆現象や被害に関する情報、町及び県が収集する情報及び気象台から発表される噴火警報等に大きく区分される。

住民や観光客等の安全確保のためには、これらの情報を正確かつ迅速に伝達することが重要であり、事前にこれらの体制を整備するものとする。

「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。